

令和7年度
医師修学等資金貸与者
募集要項



地方独立行政法人明石市立市民病院

はじめに

医師修学等資金貸与制度は、医学を専攻され、将来、明石市立市民病院において医師の業務に従事しようとする方に対し、修学又は研修に要する資金を無利息で貸与することにより、医師の確保を図り、地域の中核病院として、医療の提供の充実に寄与することを目的に創設されました。

貸与相当期間、明石市立市民病院で勤務された場合は、修学等資金の返還が免除されます。

1 応募要件

次のいずれの要件も満たす者

- (1) 将来、明石市立市民病院において医師の業務に従事しようとする意思を有する者。
- (2) 他の団体で従事することを条件とした修学資金貸与制度を利用していない者。

2 応募資格

令和7年4月1日以降、大学（学校教育法第1条に規定する大学）の医学部において医学を専攻する学生のうち、3年生以上の在学学生

3 募集人員

2名程度

4 貸与の額及び利息

- (1) 貸与の額

第3学年～第4学年

毎月15万円

第5学年～第6学年

毎月20万円

- (2) 利息

修学資金は無利息で貸与します。

5 貸与の期間

正規の修学年限内

6 貸与の時期

5月（4月から9月分）及び10月（10月から3月分）に指定の銀行口座に振り込みます。

なお、初回の貸与の時期については別途通知します。

7 申請書類

- (1) 医師修学等資金貸与申請書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書（申請の日の前3月以内に作成されたものに限りです。）
- (4) 在学証明書
- (5) 大学からの推薦状

8 連帯保証人

- (1) 申請には2名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は、独立の生計を営み、修学等資金の返還及び遅延利息の支払の責任を負うことができる資力を有する者としてします。
- (2) 貸与を受けようとする者（申請者）が、未成年者の場合は、連帯保証人のうち1名は申請者の法定代理人としなければなりません。

9 応募期間

- (1) 令和7年4月1日（火）～令和7年4月18日（金）
- (2) 郵送の場合は、令和7年4月17日（木）必着
- (3) 上記受付期間中に健康診断書等必要書類が整わない場合は、経営管理本部人事課へご相談ください。

10 応募方法

- (1) 直接持参または郵送してください。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- (2) 郵送により申込みされる場合は、封筒の表に「医師修学等資金申請書在中」と朱書きし、簡易書留により経営管理本部人事課へ郵送してください。

11 選考

- (1) 申請書類の審査及び面接により貸与者を決定します。
- (2) 面接は、市民病院で行います。場所、面接日時は追って、連絡します。
- (3) 選考結果は、5月下旬に文書で通知します。

12 修学等資金の返還

- (1) 次の返還事由が生じたときは、修学等資金を返還しなければなりません。
 - ① 明石市立市民病院において医師の業務に従事しなかったとき。
 - ② 大学を退学したとき。
 - ③ 学業成績が著しく不良であると認めるとき。
 - ④ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
 - ⑤ 修学生等が死亡し、又は所在不明となったとき。
 - ⑥ 偽りその他不正の手段により修学等資金の貸与を受けたとき。
 - ⑦ 大学を卒業後、1年以内に医師免許を取得できなかったとき。
(大学を卒業する年度の翌年度までに実施される国家試験に合格しなかったとき。)
 - ⑧ その他修学等資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと理事長が認めるとき。
- (2) 返還方法
 - ① 月賦（貸与を受けた期間を限度とします。）
 - ② 半年賦（貸与を受けた期間を限度とします。）
※一括払いも可能です。
- (3) 返還利息
無利息
- (4) 遅延利息
返還額を返還期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還日までの間、年14.6%の遅延利息を支払わなければなりません。

13 修学等資金の返還猶予

次の返還猶予事由が生じたときは、返還を猶予します。

- (1) 修学等資金の貸与を受けた者が、返還開始月の初日において明石市立市民病院の医師として勤務している場合は、明石市立市民病院において医師として在職する期間
- (2) 医学生として修学等資金を受けた者が、返還開始月の初日において臨床研修を受けている場合は、当該臨床研修を受けている期間。（最長2年間を限度）

- (3) 医学生として修学等資金を受けた者が、返還開始月の初日において医師免許を取得していない場合は、医師免許を取得するまでの期間。(最長1年間を限度)
- (4) 臨床研修医として修学等資金の返還の債務の履行の猶予を受けた者が返還開始月の初日において専門研修を受けている場合は、当該専門研修を受けている期間。(最長3年間を限度)
- (5) 災害、病気その他やむを得ない理由により、修学等資金を返還することが困難であると理事長が認める場合

14 修学等資金の返還免除

貸与期間終了後、直ちに明石市立市民病院において医師として採用され、かつ、明石市立市民病院に医師として在職した期間(初期研修の期間は含みません。)が貸与を受けた期間に達したときは、修学等資金の返還債務が全額免除となります。(ただし、所得税等が課税される場合があります。)

※返還免除に係る在職期間については、平成24年度から後期研修医として明石市立市民病院に在職した期間も含むことができるようになりました。

15 貸与の休止

大学で休学若しくは停学処分を受けたときは、修学等資金の貸与を一時停止することがあります。

16 本院の経営形態について

本院は、平成23年10月1日に、明石市が設立する地方独立行政法人に移行しました。

※注意事項

- (1) この要項のほか「地方独立行政法人明石市立市民病院医師修学等資金貸与規程」をご参照ください。
- (2) 申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、遺漏のないよう正確に記載してください。
- (3) 申請書類は、採用の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
- (4) 採用の可否について電話等による直接のお問い合わせには、お答えいたしかねますので、その旨ご了承ください。

応募先・問い合わせ先 〒673-8501 兵庫県明石市鷹匠町 1-33 地方独立行政法人明石市立市民病院 経営管理本部 人事課 電話 078-912-2323(代) FAX078-914-8374
